

ヤマダあんしん保証家電3品目保証サービス約款(プラス/プレミアムプラン限定特典)

第1条(約款の適用)
株式会社ヤマダデンキ(以下「当社」といいます)は、ヤマダあんしん保証家電3品目保証サービス約款(以下「本約款」といいます)を定め、これにより家電3品目保証サービス(以下「本サービス」といいます)を提供いたします。ヤマダあんしん保証基本約款に追加して適用されるものであり、本約款に定める内容が基本約款と異なる場合は、本約款の定めを優先します。

第2条(保証の対象者)
1. ヤマダあんしん保証プラス会員、ヤマダあんしん保証プレミアム会員(以下「あんしん会員」といいます)は、本約款に特別な記載がない限り、本サービスを受ける事ができます。
2. 本サービスの対象は、あんしん会員の世帯ごとの保証とします。
3. 前項に規定する世帯とは、あんしん会員並びにあんしん会員と同居及び生計をともにする者とします。
4. 本サービスの対象は、世帯で保有する当社で購入された保証対象の家電製品とします。ただし、業務目的あるいは継続的に不特定または多数の人によって使用されるものはこの限りではありません。

第3条(本サービスの対象商品)
1. 対象商品は、電気炊飯器・家庭用電気掃除機(スティック型・キャニスター型・ロボット型)、定格内容量100ℓ以上の家庭用電気冷凍庫の3品目とします。
2. 対象商品は、当社でご購入いただいた商品に限ります。なお、ご加入の前後を問わず、当社でご購入いただいた商品は対象とします。ただし、以下の商品は対象外となります。
(1)設置場所が契約世帯の居住住居と異なる商品。
(2)当社でご購入履歴の確認ができない商品。
(3)電気圧力鍋、多機能電気調理鍋、自動調理鍋、マルチクッカー、スロークッカー、お弁当箱型調理器など電気炊飯器以外の調理家電、高圧洗浄機、ハンディクリーナー、水拭き掃除機、スチームクリーナー、布団クリーナー、リンサークリーナー、窓用バキュームクリーナー、プロアー、集塵機、ホームクリーニング機、カーペットクリーナー、バスクリーナーなど床面を掃除することを目的としていない清掃機器、冷温庫、ワインセラー、ポータブル家電、業務用、埋め込み式の商品、リユース商品。

第4条(本サービスの保証期間)
1. 本サービスは、対象商品のメーカー保証満了日の翌日から適用されます。
2. 対象商品の保証期間は、メーカー保証期間にかかわらず、購入日またはお渡し日より6年間です。
3. 製造メーカーの倒産等により修理が不可能となった際には、保証期間内であっても本サービスを提供できないことがあります。

保証期間	対象商品
ご購入日またはお渡し日より6年	電気炊飯器・家庭用電気掃除機・ 定格内容量100ℓ以上の家庭用電気冷凍庫

第5条(本サービスの対象エリア)
1. 本サービスの対象エリアは、原則として出張修理が可能と判断されるエリアであり、その判断は当社基準によるものとします。
2. 電気炊飯器または家庭用電気掃除機は、最寄り店舗にお持込みいただき、店頭にて修理受付を行います。

第6条(修理保証範囲)
1. 保証対象商品に対する適用限度額は、1製品1回あたり購入金額(税込)までとなります。持込修理は、店舗へ持込みいただき修理した際にかかる修理費用(送料・技術工料・部品代)、出張修理は、訪問した際にかかる修理費用(出張料・技術工料・部品代)が保証修理の対象となります。持込修理・出張修理の判断基準は、メーカー保証書または取扱説明書に記載されたメーカー保証規程に準じます。修理費用が購入金額(税込)を超えた場合、超過分の修理費用はあんしん会員のご負担となります。
2. あんしん会員と当社の間で、ヤマダあんしん保証約款(以下「基本約款」といいます)第6条に定める有効期間中、当社はあんしん会員に対し、本約款に基づき本サービスの提供を行い、出張料・技術工料・部品代は当社が負担いたします。ただし、メーカーの出張修理基準により出張修理ができない場合、最寄り店舗にお持込みいただく必要があります。
3. メーカー保証期間中は、商品に添付されるメーカー発行の保証書または取扱説明書に記載されたメーカー保証が適用されます。
4. メーカー保証期間満了以降は、メーカー取扱説明書、本体ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で生じた故障を保証します。
5. 当社が提供する他の保証と重複加入となっている場合、他の保証での対応を優先し、その対象外となる部分、期間等を本約款の内容で保証します。この場合においても、修理費用(出張修理の場合は出張料・技術工料・部品代、持込修理の場合は送料・技術工料・部品代)が対象商品の購入金額(税込)を超えた場合、超過分の修理費用はあんしん会員のご負担となります。

第7条(修理規定)
1. 修理は、部品の供給が可能で、かつ修理可能な場合に適用されます。製造メーカーの事情(部品供給の終了、修理体制の撤退、技術的理由、倒産等)や、その他の事情により当社において修理受付ができない場合、本サービスは適用されません。
2. 修理はメーカー、メーカーが指定する業者、当社が指定する委託会社で行います。
3. 修理には純正部品・汎用部品・リユース部品のいずれかを使用します。
4. 修理は、日本国内において、出張修理が可能な地域、またはメーカーが国内に修理拠点を有している場合に限り、修理対象となります。
5. 修理基準はメーカー保証に準じます。

第8条(本サービスの対象外となる部品)
下記部品を交換する場合の出張料または送料・技術工料・部品代はあんしん会員のご負担となります。
1. メーカー保証書や取扱説明書に付属品、消耗品と記載された部品。
2. 主な対象外部品・付属品・消耗品は以下の通りです。

商品名	保証対象外となる部品例
電気炊飯器	内がま、しゃもじ、パッキン、内蓋
家庭用電気掃除機(スティック型・キャニスター型・ロボット型)	ブラシ、フィルター、バッテリー、バッテリーユニット、ACアダプター、タンク、充電台
定格内容量100ℓ以上の家庭用電気冷凍庫	パッキン

・上記に記載がない部品であっても、これらに類似すると現地技術者が判断した場合の出張料または送料・技術工料・部品代はあんしん会員のご負担となります。
・対象外部品の詳細につきましては、修理専用フリーダイヤル(0120-765522)へご確認ください。

第9条(本サービスの対象外となる事項)
下記に該当する内容は、対象外となります。発生する費用はあんしん会員のご負担となります。
1. 誤使用(操作ミス、不注意、または取扱説明書に反する使用)や通信環境等による不具合、消耗品・付属品の交換、各部の汚れによるクリーニング、これらに起因する部品の故障。
2. 設置環境、異常電圧(指定外の電圧)、異常気象、天変地変(火災・地震・水害・落雷・塩害等)、戦争や紛争が起因となった故障。
3. さび、カビ、腐敗による変形、変色、変質及びそれらに類するものが起因となった故障。
4. 周辺機器、アクセサリ等に起因する不具合(通信障害等を含む)。
5. 複合機能を持った製品において、保証対象外の機能部分(例えばロボット掃除機の水拭き機能)。
6. 訪問診断後、修理をキャンセルした場合の出張料及び技術工料。
7. 機器に保存されている全てのデータ・プログラム・設定・記録内容。
8. 表示パネルのドット抜け、表示パネルの焼き付き、排水詰まり、有機物・無機物・固体・液体にかかわらず異物の混入による故障。
9. 落下、破損、変形、ヒビ、割れ、塗装の剥離、汚れ、ペットやその他の動物による損傷(噛みつき・引っかき等)、その他の外的要因による故障。
10. 損傷した商品、摩耗した商品、経年使用による破損、故意または過失による破損。
11. 本サービス以外のメーカー等が提供する保証が適用された場合。
12. 業務・事業・店舗用、商用、営利目的等に使用された場合。
13. 対象商品の故障により生じた対象商品以外の故障及び破損、または対象商品が使用できないことによる損害。
14. 故障した機器に起因した身体的及び精神的な障害。
15. 出張修理先のご住所が、登録住所と異なる場合。
16. レシートや保証書の紛失等で購入履歴を確認できない場合。

第10条(本サービスの対象外となる費用)
下記に該当する費用は、本サービスの対象外とし、発生する費用はあんしん会員のご負担となります。
1. 外部機器の接続等の設定や設置にかかる作業料金。
2. 各種クリーニング、異物除去、オーバーホール、各フィルターのつまり除去、取扱説明、高所作業にかかる作業料金。
3. 故障症状が確認されず、修理が実施されなかった場合にかかる点検診断料及び出張料。
4. お客様宅から当社、当社からお客様宅までの修理品送料、メーカー及び当社が定める基本出張料金を超過した出張料金、及び船舶や航空機を利用した場合の料金、ならびに宿泊費用。
5. 持込修理対応商品を出張修理で対応した場合に生じた出張料。なお、持込修理対応商品と出張修理対応商品の判断基準はメーカー保証に準じます。

第11条(本サービスの免責事項)
下記に該当する場合は免責となります。
1. メーカーの製造上の問題により、当社がメーカーの助力あるいは指導に従いサービスを提供したにもかかわらず、修理が不可能であった場合。
2. 当社以外の者による設置(車両及び船舶への搭載を含む)が原因で故障に至ったと判定される場合。
3. メーカーの取扱説明書に記載されている以外の使用方法による故障及び改造等によりメーカー仕様の性能を期待できないと判断される場合。
4. 部品供給が不可能であることにより、修理ができない場合。
5. あんしん会員が当社以外に直接修理を依頼した場合。
6. 修理を行うメーカーまたは修理業者の確認に基づき、当社が保証対象外と判断した場合。

第12条(本サービス及び本約款の変更)
1. 当社は、法令の規定に従い本サービス及び本規約を変更することができるものとします。変更が行われた場合、会員には変更後の内容が適用されます。変更後の内容及び効力発生時期はウェブサイトへの掲載、その他適切な方法により周知します。本サービスのご利用にあたっては、最新の情報をご確認ください。
2. 本規約の変更等に伴い会員が不利益を被った場合、当社は一切の責任を負いません。

第13条(規定の適用)
本約款に定めのない事項に関しては、ヤマダあんしん保証約款の規定によります。

ヤマダあんしん保証ロードサービス・住まいの駆け付けサービス約款(プラス/プレミアムプラン限定特典)

第1条(約款の適用)

株式会社ヤマダデンキ(以下「当社」といいます)は、ヤマダあんしん保証ロードサービス・住まいの駆け付けサービス約款(以下「本約款」といいます)を定め、これによりロードサービス・住まいの駆け付けサービス(以下「本サービス」といいます)を提供致します。本約款は、ヤマダあんしん保証約款に追加して適用されるものであり、本約款に定める内容が基本約款と異なる場合は、本約款の定めを優先します。

第2条(本サービスの対象者および提供条件)

1. ヤマダあんしん保証プラス会員、プレミアム会員(以下「会員」といいます)は、本約款に特別な記載がない限り、本サービスを受ける事ができます。
2. 本サービスの対象は、会員の登録世帯ごととします。
3. 前項に規定する登録世帯とは、会員並びに会員と同居及び生計をともにする者となります。
4. 本サービスは、沖縄本島以外の離島およびレッカー車・作業車等の立ち入りができない場所(湖沼、海岸、河川敷、悪路の山間部、通行禁止道路、未整地地域等)では、サービスの手配または提供ができない場合があります。

第3条(ロードサービスの内容)

会員が加入期間中において自家用車のトラブルが発生した場合、以下の条件の範囲内において無料でロードサービスを受けられます。

1. 会員または会員と同一世帯の者(以下「ロードサービス対象者」といいます)が運転している車両(全長5.3m未満・全幅2m未満・車両総重量3t未満・最大積載量2t未満の車両)を無料対象車種とします(自動二輪車(バイク)も含みます)。なお、ロードサービス提供の際は、ロードサービス対象者の立会いを必要とします。この場合、ロードサービス対象者であることの証明書(運転免許証または顔写真付きの公的身分証明書等)が必要です。
※事業用車両(緑ナンバー・黒ナンバー等)、違法改造車、盗難車両、車検登録のない車両は、無料対象外です。
2. レッカーサービスでは、車が自力走行不能の場合、レッカー車が現場に急行します。会員指定先か最寄りの修理工場へ15kmまで無料搬送致します。
3. 鍵開け…車に鍵を閉じこんだ場合、解錠作業を行います。
※トランクの鍵は対象外です。
※行政の指示により国または地方公共団体が発行する運転免許証等顔写真付きの身分証明書等・車検証等の提示で本人確認ができない場合は解錠できません。
4. バッテリージャンピング…バッテリーあがりの場合、ケーブルを接続し、エンジンをスタートさせます。
5. ガス欠時の給油作業…ガス欠の場合、現場で給油作業を行います。
※ガソリン、オイル等の油脂代、部品代は別料金となります。なお、電気自動車(EV車)の電欠(バッテリー切れ)の場合は、レッカーサービスにて対応いたします。
6. スペアタイヤ交換…タイヤがパンクした場合、車載のスペアタイヤとの交換作業を行います。
※なお、スタッドレスタイヤ等への交換及びローテーション、タイヤチェーン取付けは全額有料になります。
※現場でのパンク修理は安全性の観点から行いません。スペアタイヤがない場合はレッカーサービスにて対応いたします。
7. アフターフォローサービスにおいて、事故・故障により会員の運転する車がロードサービスをご利用後、車が自走不能の場合いずれか一つのサービスをご利用いただけます。
※アフターフォローサービスは会員の自宅から100km(直線距離)以上離れた場所での故障・事故によって自走不能の場合、且つ事前にコールセンターよりアフターフォローサービスに関するご案内があった場合のみ利用可能とします。なお、緊急宿泊費用サポート・帰宅費用サポートにかかわる料金は、会員の立替払いとし、後日、日本ロードサービス株式会社がお支払い致します。
(1) レンタカーサービスでは、代替車両として当社指定のレンタカーを手配し(コンパクトカー(Sクラス相当))6時間以内の利用を無料サービス致します。(基本料金のみ無料。ガソリン代・乗り捨て代金は会員負担とします)場所・日時・時期によっては手配できない場合もありますのであらかじめご了承ください。
(2) 緊急宿泊費用サポート…事故・故障などにより当地での宿泊が必要となった場合、会員および同乗者それぞれにつき15,000円を上限として宿泊費(宿泊料のみ)を負担いたします。
(3) 帰宅費用サポート…故障または事故発生の日日中に公共交通機関(電車・バス・飛行機・船舶)を利用して帰宅する場合、会員及び同乗者一人あたり21,000円まで費用を負担致します。
(4) メッセージサービス…会員のご指定する連絡先に緊急連絡を致します。但し緊急連絡は2カ所までと致します。

第4条(ロードサービスの対象外となる事項)

下記に該当する場合は、ロードサービスの対象外となります。当社がロードサービスを委託した者と現場で直接契約の上、その委託先に費用をお支払いください。

1. 救援車の高速料金及び駐車場等の利用料金。
2. タイヤが脱輪している車両の引上作業に要する費用実費。
3. ガス欠時の給油を行った際の燃料代金。
4. 鍵の作成、破錠は別途有償。
5. スペアタイヤ交換脱着作業2本以上の場合。
6. スタッドレスタイヤやチェーン等の装備がない雪道での作業。
7. 砂浜、泥道でのスタック。
8. 現場状況により特殊作業を要する場合。(クレーン作業・人員増員等)
9. 違法な改造車両や車検登録のない車両、盗難された車両の搬送。
10. JRS提携工場にて一時保管した際の保管料及びレッカー車への再積込作業料。
11. 車の販売、修理及び管理等を業とするものが、業務として受託し使用または、管理中の車両や商品車使用の場合。
12. レッカーサービスの同一案件による二次搬送。
13. 営利目的での利用と当社が判断した場合。
14. ロードサービス対応ではトラブルが解決できない、または二次被害が発生することが予想される場合、会員は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼すること

とができます。

第5条(ロードサービスの免責事項)

当社は本約款第3条の規定にかかわらず、下記に該当する場合は免責とさせていただきます。

1. 天災地変、また出勤車両が通行不能な場合。
2. 他人名義の車両でサービス実施者が権利者の承諾を確認できない場合。
3. レッカーまたは車両運搬の際、積載物に損傷が発生し得る場合。
4. サービス実施の際に第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性がある場合で当該第三者の承諾が得られない場合。
5. 無資格、酒酔い運転、薬物使用等、法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。
6. 本サービスの運営に関して、故意または重大な過失がない限り、会員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。
7. 状況を鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。
8. その他、当社がサービス実施を不適当と判断した場合。
9. 会員が直接当社以外にロードサービスを依頼した場合。

第6条(住まいの駆け付けサービスの内容)

1. 会員は、登録世帯について、次の各号に該当するトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供または現場駆け付け対応のサービスを受けることができます。この場合、会員または会員と同一世帯者であることの証明書(運転免許証または顔写真付きの公的身分証明書等)が必要です。
(1) 玄関カギの紛失・故障等、カギのトラブル。但し、以下の場合は、対応ができない場合があります。
 - ・特殊構造の鍵の開錠対応
 - ・住所登録名義人とその家族(同姓)以外の依頼による開錠対応
 - ・登録住所の玄関以外の鍵の開錠対応
 - ・室内金庫等、緊急性を要さない箇所の開錠対応
 - ・ドアノブなど、建具部分に関するトラブル対応
(2) 水廻りのトラブル。
 - (3) ガラスのトラブル。
2. 前項の現場駆け付け対応時には、会員の立ち会いが必要となります。

第7条(住まいの駆け付けサービス対象外となる事項)

1. 会員は、現場駆け付け対応を無料で受けることができます。但し、次の各号に該当する場合、会員は別途実費等を負担する場合があります。
(1) 60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,650円(税込))。
 - (2) 部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金。(部品交換工賃を含む)
例) 水のトラブル …便器脱着業務、高圧洗浄業務、部品代等。
鍵のトラブル …サムターン回し業務、ディンプルキー(特殊キー)の開錠、部品代金等。
ガラストラブル…交換ガラス代等。
 - (3) 前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合。
 - (4) 当社を介さず会員自身で手配、負担した費用。
2. 会員は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場駆け付け作業員(以下「作業員」といいます)と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
 3. 現場駆け付け対応ではトラブルが解決できない、または二次被害が発生することが予想される場合、会員は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
 4. 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。
 5. 住まいの駆け付けサービスの提供にあたり、作業担当者の作業状況、出張サービス提供先の設備状況、凍結等の天候・交通事情等の理由により遅延、またはサービス提供が不可能になる場合があることを会員は承諾するものとします。

第8条(住まいの駆け付けサービスの免責事項)

当社は第7条の規定にかかわらず、以下の場合は免責とさせていただきます。

1. 会員以外からの依頼。
2. 地震等の天災や火災、凍結等の気候変動、暴動等の非常事態におけるトラブル。
3. 本人確認が取れない場合の鍵の開錠。
4. 本約款に記載がない(例:害虫駆除等)依頼。
5. 建物共有設備(廊下、エントランス、エレベーター、駐車場、駐輪場等)におけるトラブル。
6. 破壊による開錠。
7. 入居当初からの故障・破損に関するトラブル。
8. 原状回復に関するトラブル。
9. 騒音等の近隣トラブル。
10. 登録住所が事務所等の場合は、一部利用できないサービスがあります。
11. その他当社が不適切と判断した場合。
12. 会員が直接当社以外に住まいの駆け付けサービスを依頼した場合。

第9条(本サービスの一時停止及び廃止)

当社は、業務上の都合等により予告なく本サービスの提供を一時停止または廃止することが出来るものとします。

第10条(本サービス及び本約款の変更)

1. 当社は、法令の規定に従い本サービス及び本規約を変更することができるものとします。変更が行われた場合、会員には変更後の内容が適用されます。変更後の内容及び効力発生時期はウェブサイトへの掲載、その他適切な方法により周知します。本サービスのご利用にあたっては、最新の情報をご確認ください。
2. 本規約の変更等に伴い会員が不利益を被った場合、当社は一切の責任を負いません。

第11条(規定の適用)

本約款に定めのない事項に関しては、ヤマダあんしん保証約款の規定によります。